

23番（江原一雄君）〔登壇〕

皆さんこんにちは。傍聴人もたくさんお見えいただき、ありがとうございます。

今議会6月定例会に、私は4点質問をさせていただいております。

第1問は、先月の5月12日、市長公用車による市長の交通事故1件が起こりました。このテレビ放映を見た人から電話をいただきました。そういう意味では、市長のコメント、非常に市民にとってはびっくりたまげ、驚きのコメントでありました。この件について、事実を確認しながら質問したいと思います。

第2点目には、人事についてであります。私は、この人事の問題につきましては、市長就任以来、平成18年、19年、20年度、一般職に加えまして、U・Iターンの枠による採用試験を取り組んでこられました。この3年の間に、8名のIターン者が採用されております。この件につきまして、今回、私は5月の武雄市報を見ました。この武雄市報には、新規採用職員の紹介が載っております。市民の皆さんは見られたでしょうか。私はこの写真を見まして、お一人、どこかで見たような顔の方だなと認識をした一人であります。この方は、昨年2月に近隣の首長選挙で立候補されておる方ですが、この方が同じ同一人物なのか、市長に確認を申し入れたいと思います。

3点目には、市民病院問題についてであります。

今、同僚会派の平野議員からも、移譲先変更についての質問がありましたが、あわせて私も、この間の市民病院問題の移譲にかかわる問題について、原点に立ち戻って質問をしてみたいと思います。

第4点目には、国民健康保険会計について質問を申し上げます。

平成18年の12月議会で、私はこの国民健康保険会計制度について市長に質問いたしました。今、市民の皆さん、被保険者の皆さん方の御家庭に税務課から、今年度、平成21年度の課税の納付書が届いているのではないのでしょうか。私も自分の納付書をここに持ってまいりました。私は、この納付書を見ましてびっくりしたのは、国民健康保険税はまさに政治の課題だということで、さきの平成18年12月議会でも、市長の認識も非常に大変だと、払いたくても払えない、そういう被保険者の皆さんたちの悲鳴の声であります。調べてみますと、国民健康保険の現年度課税の中で、前年度20年度、調定額12億円に対しまして収入額11億円、収入未済1億1,205万9,939円、収納率91.23%、滞納世帯1,106世帯、率にしまして15.09%であります。紛れもなく、今、国民健康保険税の問題につきましては、まさに国民皆保険制度が昭和36年から日本に制度が適用されて、営々とやってきている今日、まさに皆保険制度が崩れようとしております。すべての被保険者に保険証を渡すことは、市の第一の仕事であります。未交付がないのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

以上、第1問に戻りまして答弁を求めたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

まず、市長公用車の交通事故について、私から答弁を申し上げたいと思います。

まず、5月12日の交通事故につきましては、けがに遭われた市民の方に対して改めて深くおわびを申し上げるとともに、心配をおかけいたしました市民の皆様方におわびを申し上げたいと思います。申しわけございませんでした。

私のコメントの質問がありましたけれども、実は、私が交通事故に遭ったときのことを思い出すと、その前後30秒から40秒間は完全に記憶が飛んでいます。車が左のほうから来たなということは何となく認識をしておりますけれども、その前に自分が後部座席で何をしていたのか、あるいは当たった直後に自分がどういう行動をしたのかというのは、本当に正直言って、私もちょっと鈍いほうではありますけれども、それだけやっぱり衝撃が精神的にもありました。その後でございますけれども、私はやっぱりけがに遭われたらろうというお人のところに駆け寄って、大丈夫ですかという声をかけたぐらいから記憶は戻っておりますけれども、私が見た限り、大丈夫のようでした。目立つ外傷もなく、でも、病院にぜひ行きましょうということをお声かけいたしまして、その方は後でわかりましたということをおっしゃっていただきました。

そのときに、いろんな方々が集まって、上にはヘリコプターも来ましたが、いろんな方々が集まったときに、市長さん、あなたも病院に行かんばいということで、はっと気づきまして、まず市長室に、副市長が危機管理監でありますので、事実関係を副市長に伝達をし、副市長も病院に行ったほうがいいよということをお願いして、その後、スーツでありましたので、一たん家に帰りました。家に帰って、診療を受ける格好にして、職員の方に連れていってもらいました。そこに、私もそうですけれども、被害に遭われた方も市民病院におられて、ちょうどNHKのニュースの話が出ましたけれども、一たん事故が起きた直後に私のところに各社から 私の電話番号というのは各社に登録をされております。各社から電話がありました。しかし、それはとれなかったわけですね。ちょうど私がどのタイミングかはもう覚えておりませんが、自分がそういうふうに病院に行く前の状態であったので、電話がどこにあるかすら、よくわからない状況になっておりました。

NHKのことを申し上げますと、何回かNHKさんから電話があったようでしたので、NHKの記者さんに電話をしたときに、市長、今回の事故 そのとき、たしか私は病院のベッドで寝ているときだったと思いますけれども、ちょっと心配かけているのも申しわけないなと思い、電話をして、そのときに取材をさせてくださいということをおっしゃいました。それはちょっと、取材はちょっと勘弁してほしいと。なぜならば、私も当たった直後であって、事故の全体的な事件性であるとか全体性が全然わからぬままにコメントするのはかえって不適切だということ、そして、これは公の事件ではなくて、あくまでも、私も

車に乗っている一人でありますし、事故を受けた当事者からすると、これは私は市民同士の事故ではないでしょうかということを申し上げて、その上で公式なコメントは政策部長が出すということになるかと思っておりますので、秘書広報課のほうにお急ぎであれば御連絡をしていただけないでしょうかということを申し上げたことは記憶しております。

それが、私はちょっとすみません、まだ療養中でありましたので、夕方のNHKのニュースは拝見しておりませんが、私のそういったコメントが流されたということで、私も幾つか電話が、NHKの中からも電話がありました。これは市長のコメントかということで、いや、僕はそういうつもりではなかったんだけど、そういうふうに取り上げられたようだよということでありましたので、私としては、直ちにNHKの担当の方に、市役所としての公式のコメントは政策部であると、私もある意味、市民を代表する者でありますので、私のコメントはこうですよということを申し上げて、そのコメントが9時以降のニュース、あるいは佐賀新聞、西日本新聞、さまざまところに私のコメントとして載っているというふうにご記憶しております。これが、私の夕方のニュースのコメントに対する前後関係及び報告でございます。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

5月12日、夜6時10分からのテレビによる報道に、市長が電話取材に対してということで報道をされております。内容は、「いわば民間同士の事故であり、私は車に乗ってただけで、詳しくは市役所に聞いてほしい。コメントはしない」、この文言だけです。この文言を聞いて、やはり市の公用車として、そこに乗っている市長のコメントとして、市民の皆さん、聞いた方はびっくりしたんだということを申し上げているんです。

先ほど最初の市長の答弁では、相手に対して、軽傷を負われた相手の車の所有者に対しておわびをコメントされました。本当に大きなといいましょうか、軽傷ということで報道もされておりますが、本当に不幸中の幸いだったかなと。ただ、そういう意味で、市長として、その重責を担っておられるわけですから、市長のコメントとして、取材された側がそのコメントに対して報道しているわけですから、市長も相当動揺されたのかなと。もしかしたら、やっぱり動転されたのかなと、私は率直な思いをしたわけでありまして。

そこで、実はたまたま私、その5月12日は市長のスケジュールは人吉に行っておられて、人吉で事故に遭われたのかなと実は心配しました。ところが、テレビ映像を見ますと、あの堂島交差点からタクシー会社を通過して、いわゆる自動車で乗り入れるパンのお店の、あの交差点で、ヘリコプターが取材をして、やっぱり市長公用車の交通事故、まして運転手にとっては本当に残念なんですけれども、赤信号で交差点に入ってしまったという報道もされてお

りました。

私は、ここで問題にしているのは、やはりそういう大変な状況の中でも、市長のコメントが非常に穏やかでないコメントを認識されているときに、やはり最初のコメントでよかったのではないかと思うのに、本当に市長としてちょっと違う認識をコメントされている、このことについていかがでしょうか。いわば民間同士の事故であり、私は車に乗っていただけと、こういう表現は、市民の皆さんにとってやっぱり市長公用車というのは、以前この市長公用車をどうするかということで、ここで議論しましたけれども、見ただけでも非常に速く走るような車のように見受けます。あそこの交差点は速度制限がついております。速度制限、政策部長、御存じですか。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

御答弁申し上げます。

私は基本的に人のせいにするとかなんとかというのはないと思うんですけれども、ちょっと私の反省点といたしまして、この案件について、僕は電話取材とは思っていなかったんですね。これははっきりNHKさんにも抗議をいたしました。電話取材ではなくて、私もお人よしかもしれませんけれども、私のことを心配していただいているということで、ある議員からも、私が事故に遭った後、二、三分後にもう議会事務局にも電話があったぐらいの事故でございましたので、非常にそういった意味で、ああ、心配をさせていただいてありがとうというふうに思っているんですね。

その中で、これは認識の違いと言われればそれまでなんですけれども、取材ということは、私も確かに正直申し上げまして動転をしておりました。やはり自分が大昔ですけれども、同じ事故に遭ったことがあって、事故に遭った後に脳が膨張しているなというのもわかったんですね。だから、なるべく安静にしておこうということを思っていたときに電話がありましたので、そのところだけぶつ切りにして流されるということについては、私は電話取材ということは思っていなかったということと、だからこそ改めて後できちんと言いますということは申し上げました。

それともう1つが、あのとき、たしか4分から5分ぐらい話していると思うんですが、その中のコメントの一つだけだったんですね。ですので、そういった意味からすると、やはりテレビであった場合は、私がきちんと出て、私の言葉で話すほうがよかったかなと。ただ、ニュースの場合は速報性とか、ドキュメント性というのも、それも理解できます。そういったことで、後でNHKさんが私たちの抗議を受け入れて、きちんとしたコメントを後はずっと流していただいているということについては、NHKの皆さんたちには本当に感謝を、さすがNHKだということで感謝をしておる次第であります。

そういった意味で、私のあくまでも公式なコメントは、NHKのその後のニュース、そして他紙、あるいは他テレビ局のコメント、そして、これはホームページ、ブログ等にも載せましたけれども、それが私の正式なコメントであり、けがに遭われた市民の方に深くおわび申し上げますとともに、これは職員が起こした事故でありますので、交通規範の徹底、再発防止に努めていくということ、そして、これは私が責任者であり当事者でありますので、私を含めた全職員が事故の重大さを認識し、再発防止に努めていくというコメントの趣旨を各方面に発出させていただいたところであります。

議長（杉原豊喜君）

大庭政策部長

大庭政策部長〔登壇〕

多分50キロだというふうに認識をしております。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

すみません、答弁を失念しておりました。申しわけございません。私、熊本県の人吉市で九州市長会が予定をされておりましたけれども、3日ぐらい前からちょっと体調がよくなって、どうしたものかなと。人吉、聞いてみたら非常に遠いということでもありましたので、少なくとも理事会は欠席をしよう。そして、自分の当日の体調を見て、12日の次の13日は九州市長会の本会であります。総会でありますので、そこは出席しようというふうに、事故の前のときにはそういうふうに判断をして、もし事故に遭っていなかったならば、その日夕方、九州市長会の理事会には残念ながら間に合いませんけれども、1泊をした上で、翌日の市長会には出席をしようと思っておりました。

それで、私はおかげさまで、そんな外傷もなく、行くのには大丈夫だろうというふうに思って、阿部副院長に、たまたま私の担当をしていただきましたので、どうでしょうかと言ったら、いや、これかなり衝撃が肉体的にも精神的にもあると思いますので、3日、4日は安静にきなさいということをおっしゃられました。その前、12日の前、記憶をひもとくと、東川登町 西川登でしたか、東川登町で開かれた市民ゴルフの練習教室にぜひ来てほしいと文化学習課からありましたので、それは体調の許す範囲で、それをクリアしてから九州市長会には行こうというふうに思っていた次第であります。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

そういう意味では、これは非常に答弁で、やはり3時30分の交通事故は非常に運転手にと

ってはやはり大変だったのではないかなと察します。当日、九州市長会理事会にはキャンセルしている。しかし、1泊して13日の九州市長会に出席する予定だったというふうに答弁されました。紛れもなく、あそこは時速50キロの制限速度の区域であります。私、何回も通りました。50キロで通れば事故は起きません。皆さん行って見て、実験してみてください。堂島の信号が赤とか青とか、あるいはモスバーガーの前の信号が2つありますが、50キロ以内で行けば、十分すべての対応ができる走行距離ではないでしょうか。そういう意味では、市長、やはりこのテレビ放映でのコメントは、私は、いついかなるときでも市長みずからの体調を整え、そしてコメントに対しても本当に市民感情に合うような形で対応していただくことを強く申し述べておきたいと思います。

時間がありませんので、次の2点目の人事の問題に入ります。

先ほど質問いたしました、ことしの5月の武雄市報の写真、11名の新規採用職員が紹介されております。ここにお一人、同じ杵島郡もとい、今は武雄市ですが、杵島郡の町長選挙に立候補された方が採用されております。これはそういう意味では、当時の新聞報道であります、この人は同一人物ですか、市長、御答弁を再度求めたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

その職員の個別の人事が、一般質問になじむかどうかというのは非常に疑義がありますけれども、どうなんですか。（発言する者あり）それは、人事政策はあくまでも私は全般答える責任がございます。しかし、幹部職だったらともかく、一般職の職員が特定できるということについては、それはいかがなんでしょうか、議長。ちょっと議長のお取り計らいを求めたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

暫時休憩をいたします。

休 憩 11時55分

再 開 12時

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ここで議事の都合上、1時20分まで休憩をいたします。

休 憩 12時

再 開 13時21分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

昼休み前の休憩は、一般質問の発言の中で地方自治法第132条、品位の保持、他人の私生

活にわたる言論をしたりすることを禁止する条項に当たるとの疑義があり、協議をするためのものがございます。

地方自治法第132条の逐条解説によると、人事に係る討論をするとき、あるいは一般質問をする場合、特に注意が必要である。そして、議員は議事に関係のない個人の問題を取り上げて議論してはならないとの最高裁の判例もあります。また、武雄市議会では平成19年11月30日、議会運営委員会で議論され、確認がなされた経緯がございます。よって、議員各位におかれましても、十分な注意をお願いいたしたいと思います。

このようなことより、個人を特定できる発言については精査をして、議長において処理をさせていただきます。

議事を続けます。23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

人事について二、三お聞きします。

新規職員採用が、市長のもとで平成19年4月1日付で採用された方が6名、平成20年度採用者が10名、平成21年度11名、計27名採用をされております。このうち、U・Iターン制度を導入して平成19年度にU・Iターン、Iターン者だけ2名、20年度U・Iターン、Iターンだけ3名、21年度Iターンだけで3名、計8名採用されております。この採用の方法は、一般職の募集は1次試験、筆記教養試験であります。しかし、U・Iターンは作文と面接だけであります。

私はこの間、人事について質問してきましたが、市長が取り組んでいるU・Iターン制度につきまして、近隣の市町の取り組みの状況と、あるいは、お隣福岡県、長崎県の事例を紹介しながら、市民の中には、このUターン制度については市民の理解度はたくさんあります。しかし、Iターン制度についてはなかなか理解がありません。そのことを考えますと、私は、市長のこの間のU・Iターン制度の導入以降、非常に採用の仕方が不透明だということを指摘せざるを得ません。そのことは、市民の皆さんがこの質問、議会の中継を見ながらお思いではないでしょうか。

そういうことがありまして、今後の市長の採用について、U・Iターン制度について廃止するよう求めたいと思います。特にIターン制度については、22年度廃止するよう強く求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

私は、こう思うんです。U・Iターンとしたときに、例えば、その中でUターンを2人、あるいはIターンをその枠の中で1人、2人とするほうがよっぽど不透明だと思うんですよね。U・Iターンとしたときには、やはり、これも成績主義だというふうに思っております。

それが、すなわち公務員に対する中立公正性への信頼の担保だと思っておりますので、採用形態に至っては、私も政治家の一人でありますので、これは近隣市町と違い、私は選考には入りません。その中で、副市長を長として選考をするということ、それは成績至上主義であります。

そういった観点からして、私はこれほど公明性、透明性、中立性が担保されている制度はないというふうに思っておりますし、私としては、私もいろんな市民のお声は聞きます。Ｉターン、Ｕターンについて、私はこれはいい制度だという、Ｉターンですね、ほとんどなんですよ。特に、これを現実ならしめたのは小田君です。もう去ったので申し上げますけれども、彼は三木市から、およそ２年弱だったと思いますけれども、本当に武雄市民になりきって、よそからの血を持ってきてもらって、それが武雄の観光振興、まちづくり振興につながったのは、議員の皆さんたち、あるいは、少なからず彼にかかわった市民の多くの気持ちだと思います。

したがって、私は何事もバランスが必要だというふうに思っています。何も純血モンロー主義ではなくて、この活気ある、権威ある武雄市議会もいろんなバックボーンの方がおられるじゃないですか。年齢もさまざま、性別もさまざま、能力もさまざまとは言いませんけれども、さまざまな方がいらっしゃるじゃないですか、もとい。

ですので、そういった意味から、私は公務員の世界は、これからは多様性の時代だと思います。多様性がある、そこで議論を切磋琢磨して一緒にやっというところからすると、Ｉターンの人たちもほとんどが武雄に今住んでいるわけですよ。そういった方からすると、新武雄市民として新たなまちづくりを始めようという議員さんたちもいらっしゃいます。新しい人たち、やりましょう。そういうので、私はあえて受け入れることが武雄市の度量の大きさだと思いますし、それが私は市民感情に沿うものだと理解をしておりますので、Ｉターン、Ｕターンの拡充、とりわけ私は、Ｉターンは今以上に進めていきたいと思っております。

議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

私の意見を聞く耳ないんでしょう。多聞第一と言いながら。

平成20年度のＩターンにも80名の方が応募したんですよ。その中から3名ですからね。ましてそういう意味では、みずから市長はよく面識をし、応援にも行ったんじゃないんでしょうか。だから、そういう意味では、私は紛れもなく不透明だということを指摘しておきたいと思えます。

3点目の……（発言する者あり）黙っておってください。（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）



議長（杉原豊喜君）

質問の途中ですので、ちょっと待ってください。

23番（江原一雄君）（続）

もう別に何も触れてないですよ。

じゃあ、次の一般市民病院問題に移りたいと思います。

私は、市長のこの間の市民病院にかかわる問題について、そもそものことを振り返って考えてみたいと思います。

本会議の中で、平成19年12月議会、2年前に和白病院と接触したことを認められました。平成19年12月議会です。私はこの間、非常に市長の手法は、棒高跳びのハードルを越えるような、棒を持ってきてそのハードルを一つ一つ、棒高跳びのハードルを越えるようなものだという感じを受ける一人です。

その最初の文言は、先ほども平野議員の質問にも答弁されましたが、かつての市民病院はじり貧だと。当時、市長就任以来、管理者として、市民病院には何回かしか行かれなかったんじゃないでしょうか。そういう中で、平成19年12月以来、この和白病院という話が出ました。

市長のもとに、平成20年1月30日付で地元医師会のほうから要望書が届いたと。持ってこられたと思います。この要望書は、市民病院の存続をお願いする、まさに地元医師会の皆さんの痛切な思いであります。この文章を、私、再度読み直してみますと、紛れもなくここに本当のことが書いてあると思う次第です。

ちょっと紹介をしたいと思います。

「要望書。平素より市民の健康増進のため、医療行政に格段の御配慮を賜り、感謝申し上げます。現在、武雄市民病院経営問題を議会特別委員会で協議されているようですが、私ども武雄杵島地区医師会は、武雄市民病院と医療連携を密接に保ち、患者の紹介、勉強会等をし、地域住民の命と健康を守り、安心して安全な医療を提供できるように日々努力しております。

第5次佐賀県保健医療計画では、市民の医療に対する安心、信頼の確保を目指し、医療機能の分化、連携を推進し、地域において、市民の健康増進から疾病の予防、健康相談、診断治療、乳幼児の健診、予防接種、乳幼児の夜間時間外診療、祝祭日の休日診療（市民病院とともに）、競輪嘱託医、4月から始まる特定健診等は、すべて会員のボランティア精神もあって、地域住民のために頑張っております。採算のことは考えておりません。

また、県内での1次、2次、3次保健医療圏も地域的単位、圏域として設定されております。一部の人々が唱えている3次医療、重症医療だけが治療ではない。治療人は1次からの、住民が安心して、保険証1枚で、「いつでも」「どこでも」治療を受けられるような医療制度を目指しております。

小児医療、周産期医療等、多くの課題があります。重症患者のための医療ではなく、一般患者のための市民病院を目指して、市民病院の医師、医師会員、歯科医師会員、薬剤師会員、医療従事者は日夜頑張っていることを、医療行政のあり方を理解していただきたいと希望します。

つきましては、武雄市民病院として存続していただくように、武雄杵島地区医師会会員、歯科医師会員、薬剤師会員、ほか多くの署名を添えて要望する次第です」。

私は、この要望書は当時、1月30日の時点では知りませんでした。もちろん新聞報道されたかと思いますが、私はこの時点で、武雄市民病院の問題についてはほとんど知りませんでした。合併して1年半を過ぎて、こういう状態が差し迫っているということは知りませんでした。ですから、市長がこの市民病院問題、先ほどじり貧と言われました。でも、あの当時、こういう地元医師会の皆さんの声を聞く耳がある、多聞第一だったら、私は本当に、この市民病院は地域の中核医療機関として存続の方向に進んだのではないかと思う次第です。

ところが市長は、こういう話は一切聞く耳がないと。私はこの間、市民病院問題について質問してきました。市長にしてみたら、こういう地元医師会の皆さん方の力に依拠することは、どんな医療を提供するかは重々御存じじゃないでしょうか。しなければならぬいんじゃないかなって感じでしょうか。

まして、さきに私が質問したときに、武雄杵島地区医師会が運営されております看護学校、この看護学校の運営につきまして、正看護コース35名、准看護コース35名で運営をされております。そしてまた、武雄市や近隣の自治体は、この看護学校の運営に補助金、運営費として支援をしているではありませんか。ところが市長は、この武雄杵島地区看護学校の正看護コースは存在しない。私の前回の質問の中で、武雄の看護学校は准看護コースしかない、そういう認識でありました。市長は医師会のほうから指摘をされ、訂正の答弁を後でされましたが、紛れもなく、もう最初からそうした医療関係者の皆さん方、地元医師会の皆さんたちの声は一切聞かない、また実態も調べない、その立場が明確ではないでしょうか。

私はこの約2年、市民病院問題にかかわる中で、議論する中で、はっきり今言えるのは、市長は最初から、市民病院はじり貧だ、いわゆる民間活力、いわゆる構造改革の名のもとに言われている。そういう意味で、民間に売り渡す、もう頭からではなかったんでしょうか。

私は、このことを前日も指摘しました。その証拠に、平成18年5月17日の時事通信のインタビューに、看護系専門学校を誘致したいと述べているではありませんか。前回この質問に対して、市長はそのインタビューは記憶にございませんと言われました。しかし、実態はだんだん出てきました。今回の移譲先選考の3者の申し入れの中に、福岡保健学院理事長として蒲池氏の名前が堂々として出てきたではありませんか。

これが前日も示しましたが、福岡和白リハビリテーション学院のパンフレットであります。（パンフレットを示す）ここに蒲池氏の理事長としてのコメントが載っております。市

長は、インタビューは記憶ございませんと申されましたが、紛れもなく、記憶にないというのは知っているから記憶にない、言わせれば、かつてロッキード事件のときに、あの小佐野賢治氏とか児玉誉士夫氏たち、市長は若いから記憶にないでしょうけど。

〔市長「はい」〕

ありますか。ほとんど記憶にございません、突っぱねでした。でも、記憶にございませんということは、これは法律用語ですり抜けるでしょう。でも、状況の把握、周りのそういう実態をこの間つなぎ合わせていけば、文字どおりつながるのではないかと指摘したいと思います。ですから、市民病院はもう最初から和白系グループにお願いしたいと、もう見え見えだと思う次第であります。

そこで、私はこの間の、去年の8月11日以降、救急を再開し、8月1日から蒲池氏のもとで、医療統括監のもとで運営されてきたわけですけれども、そういう流れの中でこういうことが浮かび上がってきているようです。

平成19年度、かつての市民病院の入院、外来の患者さんは8万5,300人を数えています。4月から3月までです。月平均にしますと、7,108人。入院が42%、外来が58%であります。ところが、蒲池氏の指導のもと、現在の市民病院のあり方は、特にことしになって4カ月、4月までしか資料をいただいておりますので、特に1月から4月、入院の患者さんが1万3,362人、外来患者さんが8,223人、入院が62%、外来が38%です。これを4カ月ですから、月平均5,000人になるわけですけど、先ほど言いましたように、かつての平成19年の市民病院と現在の市民病院の4カ月間の実態は、入院と外来が全く逆転しているんですね。平成19年のとき、入院が42%、外来が58%です。外来が多いんですよ。ところが、この4カ月間、1月から4月を見ますと、入院が62%、外来が38%です。

このことは結局、蒲池氏のやっているこの行為は、もちろんこれまでの市民病院が果たしてきた救急の告知病院としての役割の中で、いわゆる救急車を呼び込みながら、その救急車で来た方が入院する。その入院する治療方法で、私は今の市民病院のあり方は、全く以前の市民病院と変わってきたと。それは、いわゆる施設完結型の病院だということではないでしょうか。

私は、先ほど読み上げました要望書、地域連携型の病院として、今まで市民病院は存在して、佐賀大学医学部、医師の派遣含めて、地域の医療連携を8年、9年かけて営々と築いてこられたわけでありまして、まさに施設完結型と、以前の地域医療連携型との違いが物の見事にあらわれてきたと。ここに市長は、もう最初からそういう地域連携型はじり貧で、いわゆる赤字を進めていくと、こういう、もう最初からレッテルを張って病院の移譲を進めてきたと指摘せざるを得ないと思います。

私はここに、今の市民病院の皆さんたち、かつて8万5,000人を超える年間の患者さんたちが、今現在、近隣の南部医療圏、あるいは有田町の、あるいは佐賀県内の医療機関に外来

受診、あるいは入院をされている、それが実態ではないでしょうか。そういう流れの中で、佐賀県保健福祉医療として今取り組まれておるものが、結果として嬉野医療センターを核として、近隣市町の地域連携をしている医療機関である嬉野医療センターに入れば、左側の廊下の壁面にこういう地域医療支援登録医療機関というのが大きいボードで掲載をされております。（写真を示す）ここに地元嬉野市や、お隣伊万里市、あるいは鹿島市、そして有田町、大町町、そして長崎県川棚町、東彼杵町、波佐見町、杵島郡の中でも江北町、大町町、白石町、藤津郡太良町も入っていますが、当然、武雄市の医療法人の医療機関の名前もたくさん掲載をされております。

私は、この間の市民病院の移譲劇といいたいでしょうか、移譲の流れを振り返ってみますと、2つの道があったと思います。1つの道は、地域医療連携を目指した公立病院としての市民病院が嬉野医療センターを核にした補佐的施設として、十分力を入れて機能を発揮して継続して頑張る。もう1つは、市長は、もう市民病院はじり貧だという認識のもと、和白病院に移譲すると、そういう意味での企業論理的発想で進められてきたこの行為は、私は地域の医療機関をずたずたにしていると指摘せざるを得ないと思います。

この間の、昨年、平成19年、市長がここで答弁されて、この間の流れを振り返って考えたとき、市長は私の意見についてどのように反論したいと思いますか。答弁を求めたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

いろんな考えがあっていいと思うんですよね。だけど、やはり議員たるもの、私も市長たるものを、これはきのうも問題になりましたけれども、議会で発した答弁ということは、一定の公定力、拘束力を持つということだけは、釈迦に説法でありますけれども、議員も御案内のとおりだと思います。

その上で、まず、じり貧ということに関して言うと、これは武雄のみならず、佐賀県、そして全国の公立病院はすべて　すべてと言っては言い過ぎかもしれませんが、8割がじり貧なんですね。赤字を抱えて、もう公立病院としては運営できないということについては、これは公立病院のアンケート、そして総務省も同じ見解を持っています。だから、公立病院がもう今の時代に間尺が合わなくなっているということは、これは共産党を含めて、国民的な理解だというふうに思っております。

したがって、そのじり貧ということは2つ理由があって、1つは財政上の問題。私が市長に着任したときに、もう5億8,000万円から9,000万円の累積の赤字がありました。そして、新臨床制度が、ちょうど私がなったときに始まったんですかね。2年後になったときに、市民病院のお医者さんというのは、一番多いときで16人いたんですね。それが私がなったとき

は すみません、ちょっと今、正確なデータを持っておりませんが、もう既に12人、11人になっていたわけですよ。新臨床制度が始まってわずか2年後にもうそれだけ減っているということからして、今後、これに手をつけない限り、医師の確保ができない限り、赤字と医師不足と救急ができないという公立病院の三重苦を抱えたまま市政運営はできない。それはかたく思った次第であります。

これは再三答弁をしておりますとおり、私が市長に着任したのが3年前の4月であります。4月に着任をして、5月にそこにいる前田部長から、もうこのままでは市民病院は立ち行かなくなると。市長、何とか方策を一緒に考えようじゃないかと、考えてくれということ言われて、そこで、これからの市民病院というのはそんなに厳しいのかということで検討を開始しました。そこで、市役所の中にあるような勉強会をつくったり、そして、私のところには、これは議会でも言っていますけれども、そんなに市民病院が厳しい、もう既に6月、7月ごろには県内外からいろんな病院が、市民病院を自分のところでさせてください、あるいは売却してくださいという話が出て、その冬ごろに今の池友会の蒲池さんと鶴崎さんが私に会いたいということなので、私は会った次第であります。

したがって、この看護系専門学校というのは、私も後で調べましたけれども、私、今までもう300から400ぐらい取材を受けているわけです。そうすると、いつ、だれが、どういうことを、言ったことは覚えていますけれども、書かれたことについてはさすがにもう覚えておりません。全部見てもおりません。そういった意味で、小佐野さんが言う記憶にないと、私が言う記憶にないというのは分けて考えていただければというふうに思っております。

その看護系専門学校は、私とすれば、当時、一番つながりが深かった関西大学が看護系をしたいということを知っていました。だとするならば、ぜひ関西大学さん、これは学長もこの、武雄の出身の方が出ていますので、そういう歴史的なつながりからしてそういったことができないのかなということを思って、3年前の5月か6月か忘れましたが、そういったことを言ったということは、これは議事録にも残っていると思います。

そして、今、施設完結型だとおっしゃいましたけれども、もう今、紹介率が40%を超しつつあるんですね。実際に我々が知る以上に、病病連携、病診連携はなされております。特に介護の施設においては、今まで市民病院が、ちょっとこれは私の責任でもあるんですが、それは市民病院では勘弁してくださいと断っていたことを、今すべて引き受けております。したがって、病診連携、病病連携というのは、数からするとまだ回復はしていないかもしれませんが、しかしいずれは、例えば新行橋であるとか、和白であるとか、そういう域に達していくものだと、今その過程だというふうに理解をしておりますので、議員の御指摘は、御心配は本当にありがたく思っておりますけれども、御心配なさらずによろしいかというふうに思っております。

そして、どうでしょうか。盛んに議員は医師会のことをおっしゃっています。私も医師会

は本当に頑張っていたいでいる団体として、もちろん聞かなきゃいけないというふうに思っております。基本的に、私は医師会と何の相談もないというふうに言っていましたけれども、これはあえて名誉のために申し上げますと、医師会とはその過程過程で、結構非公式に話をしておりました。そのとき私に、医師会のある枢要な方からメッセージが、医師会よりも市長は市民を向いてくれということを医師会の枢要な方がおっしゃいました。これは、私ももう歴史というか、自分も墓場まで持っていこうとは思いましたけれども、医師会の中にもそういう方もいらっしゃるんですね。そういった方々と話をしていくうちに、私が思うところは、医師会の声も聞かなきゃいけない。そして、何よりも患者様の声を聞かなきゃいけないというふうに思いました。

議員、どうでしょうか。さっきの、私が非常に気になるのは、地域医療は嬉野に任せて、嬉野を補佐して、公立病院としてほしいと。これは2つ問題があると思うんですよね。武雄の人は特に重篤な、例えば脳卒中であるとか、心筋梗塞であるとか、あるいは交通事故であった場合に、そういったことを受け入れられるのでしょうか。やっぱり患者様とすれば、近くの病院できちんとした医療を受けたい。私はそれが患者様、そして御家族の皆様方も、例えば、北方の焼米の方、あるいは白仁田の方、武雄市民です。こういった方々が嬉野に毎日毎日看病に行くことよりも、やはり近くの武雄のいずれかの病院できちんとした医療を受ける。そして、そこにお見舞いに行く。あるいはどうしても、私も反省していますけれども、病院が事実上クローズしていたときに、そういった患者様方が佐賀大学とかに行かれていたわけですよね。その方々が今市民病院で、やっと市民病院が再開して本当にうれしく思っているということを考えた場合に、私は市民本位、患者様本位で、この病院の場所をまず考えなければいけない。嬉野を補佐してということは、患者様の声、きょう多くの市民の方々が見られていると思いますけれども、そういったお気持ちに私は反するのではないかというふうに思っております。

その上で、私はできるなら、これは議会でも再三答弁いたしましたけれども、確かに直営の病院であることが望ましいのかもしれませんが、しかし、それができないんですよ。それは議会でも、あるいは私は選挙のときでも、声をからし、涙を流しながら申し上げた次第であります。あくまでも市民が求めているのは直営か、あるいは独法か。民間ではなくて、本当にいい医療だと思います。

私はそういった意味で、今回の池友会に移譲をし、今回の議案を出させていただいていますけれども、これは歴史が見ても正当に判断をしていただけるというふうに思っておりますので、そういった意味からすると、議員とは認識が異なっていると言わざるを得ません。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

市長もるる、私もるる言いましたけれども、結局、今同じ市民病院の管理者です。佐賀大学から派遣されて、治療に当たっていただいた先生たちの状態と今の状態と一緒に。形式の管理者は市長です。でも、内容は全く違うじゃないですか。

例えば、いわゆるじり貧だ。先々週、教育テレビのETVという報道がありました。ここで、公立病院の先生たち、病院長が、北海道の上富良野病院、岩手県の藤沢町、そして、県立遠野病院の企画担当官、こういう方たちが、いわゆる公立病院として、あるいは自治体の企画の担当者として、地域の公立病院を盛り立てて、地域の医療連携に取り組んでいる報道が90分間されておりました。私はあれを見て、ああ、武雄は正直、樋渡市長のもとで、こういう道はなくなったんだと、非常に残念でありました。

今、医師不足と言われております。しかし、条例定数16名の市民病院と言われておりますが、医師不足と言われておりますが、昨年8月から池友会の応援をされておっても、今度の市報で、この写真つきですけれども、（資料を示す）この2人は研修医の方です。この2人は医療統括監と最高顧問の方です。あと除いたら9人ですよ。だから、医師不足というよりも、私はあの当時、あえて市長は医師不足論を唱える、あるいはじり貧として赤字だということを申す、非常に意図的であったと言わざるを得ませんし、高度救急医療と言われておりますが、昨年8月から池友会グループの応援のもと、1次救急、2次救急、3次救急がありますが、3次救急で19名運び込まれておりますが、この3次救急の転送先はわかりますか。ちょっと言っていないからですけれども、19名なんです。この中で、多分転送されているんじゃないかなと思いますけれども、わかるかわからないか。事務長いかがですか。

議長（杉原豊喜君）

古賀市民病院事務長

古賀市民病院事務長〔登壇〕

手元に資料がございませんので、今のところわかりません。

議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

そういう中で、先ほど財政の問題を言われましたが、平成19年度武雄市健全化判断比率ということで、健全化判断比率というのが、実質公債費比率15.6%、あるいは将来負担比率89%というのが本議会に報告が、平成20年9月、昨年9月22日に報告されているわけですが、将来の財政の健全化の基準からいきますと、早期健全化基準という、国が法律を指定して、健全な自治体にしていくということで、将来負担比率は350%としているんですよ。ところが、武雄市は89%です。

ですから、市長がじり貧だと言うのは、それはもう非常に意図的な、最初から意図的な方

法、財政赤字論、じり貧論、いわゆる医者不足論。特に私は、今回びっくりしたのは、事務長にお伺いしますが、黒字経営に進んでいく上で、入院収益は患者1人当たり幾らか、あるいは外来収益の患者1人当たり、昨年8月以降、そしてまた、特にことし1月から5月までの収益が出ておりますので、1人当たりの資料を出して、求めていますので、後日でもいいですので出していただきたいと思います。

そこで、今現在の市民病院の中で、ある患者さんから寄せられた声としてこういうことがありました。

意識不明で武雄市民病院に救急車で搬送されたと連絡を受け、駆けつけた家族に、当番の医師は、気管切開しますか、胃瘻をつくりますかと言われたそうであります。たまたまこの方は看護師として長年携わったプロですので、こういう武雄市民病院のドクターのあり方に腹を立てたそうであります。本来、救急車で搬送された患者さんは、その人の命を最優先する時間を持ち、胃瘻な状態の胃瘻とは、状態が安定し、飲み込む力を見きわめてからつくるものだそうであります。

私は、こういう現象は、やっぱり救急というのは救急で入られたとき、いろんな処置ができる。CTを撮ったり、MRIを撮ったり、即気管切開して、いわゆる延命措置、延命治療をすることができる、それはドクターのやはり見方だと思いますが、こういう形で、今の蒲池氏のもとで市民病院のあり方、先ほど言いましたように入院患者の増、いわゆる病院経営という側面から見ると、やっぱり医療点数が上がる医療のあり方、私はこれは、例えば、1本35万円する注射があるそうではありますが、現在の市民病院のあり方は、紛れもなくこの入院収益、外来収益がさま変わりしているということを申し上げますと、移譲先変更の議案が今議会に提案されておりますけれども、本当に巨樹の会が、今、下関で行われている救急とリハビリテーションの病院としての本当の実態をやはり資料として出すべきじゃないでしょうか。

私は、今現在行われているこの市民病院の、いわゆる赤字を脱却して、とにかく黒字に持っていくという推進の仕方、当然経営は必要でしょう。でも、この間のこういう実態のあり方、現場の皆さんたちがよくわかるんじゃないかなと。

市長は先ほど言われました。いろんな見解があるんだと言われました。しかし、多聞第一と言われながら、この市民病院を地元医師会の平成20年1月30日の要望書に照らし合わせてみて、今の蒲池氏のもとで、医療統括監のもとで運営されているこの市民病院の実態は、紛れもなく移譲先選考委員会を選考した方向、かつての武雄市民病院のイメージとは全く違う方向に進んでいるのではないかと思いますけれども、武雄市民病院のイメージとは一体どんなイメージを、信友委員長が答申したこの答申書はどんなイメージでされたのか、事務長としてどのように受けとめておられるか。企画でもいいですけど、角理事でもいいですけども、当時の武雄市民病院のイメージを継続する病院とはどういう病院でしょうか。



議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

役不足かもしれませんが、私からお答えさせていただきたいと思います。

ちょっとびっくりしているのは、議員は私に対する申し入れ書をにしきの御旗として行っておられますけれども、恐らく私たち、あるいは多くの市民の皆さんたちが、今の医師会のお気持ちというのは、12月28日に選挙が終わった後に、私、医師会の古賀会長のところに伺いました。そのときに、市民第一として、これから一定の民意が出たわけですから、私もその民意に従って医師会と相協力していきたいと思っておりますということを申し述べたときに、古賀医師会長から本当にうれしい言葉をいただいたんですね。民意は我々も尊重をします。それともう1つが、赤字論であるとか、民間移譲についてどうこう言う立場ではないと。これは読売新聞に割と正確に載っておりましたので、これをごらんになっていただければありがたいと思いますけれども、そこで医師会長と私は握手をして、今後、一緒に二人三脚で頑張っていこうという、私はそういうふうにした次第であります。

したがって、その当時、もう2年ぐらい前になるんでしょうか、確かに医師会がおっしゃっているということに関しては、それは私もその時点で受けとめておりますけれども、今の医師会のお気持ちは、やはり選挙を経て大分変わっておられます。したがって、その実態的な声として、机上の話ではなくて、患者様を中心として病病連携、病診連携がもう40%を超すぐらいに進んでいます。今、医師会の中にも、私もだんだんお友だちがまたふえてまいりまして、話を聞くと、今、市民病院、本当に助かっているということをおっしゃっていただきます。

そういったことからして、最初の質問にお答えしませんが、私としては非常にいい方向に向かっているというふうに思っておりますし、それはじり貧の公立病院のままで、こういったことが将来的にできるかといったことについては、私はそれはできかねるということでは重ねて答弁を申し上げたいというふうに思っております。

そして、ある患者さんの例を出されました。旧、今の形の前の市民病院のところでもいろんなクレームであるとか、あるいはさまざまな問題、課題、これは医療施設である場合は、いい話もあればそんなによくない話もやっぱりあります。これはどの病院も同じだと思います。そのリスクを背負ってお医者さん方、これは開業医、勤務医問わず医療行為を行っている、私は崇高な仕事だというふうに思っております。そういった意味で、ある1つを取り上げて、それが全体のようにおっしゃるということは、これいかなものかというふうに思っておりますので、少なくとも私に……。

私も直接間接、多聞第一であります。直接間接、患者様のお声、あるいは看病している皆さんたちの声を聞いた場合に、私の体感温度でやはり80%から90%、非常に好意的な声を聞

きます。そういった中で、ここに事務方からこういう患者様、御家族の声、病棟スタッフの声とかいうのは私にも報告がありますけれども、こういうペーパーの声以上に、直接聞いたときに、私は最大公約数としては本当によくやっているというふうに思っておりますので、そういった意味で、私はのれん論ということに関して言うと、やっぱりあるべき姿をきちんと、それが僕はのれんだというふうに思っております。何もじり貧の公立病院ののれんを引き継ぐことが、今回の民間移譲の趣旨、あるいは病院改革の趣旨ではありません。のれんというのは、その時々、時代時代に応じて、京都の老舗の呉服問屋もそうでしょう。やはりその中身というのは、その需要者のニーズに応じて変わっているんですね。それが私はのれんを引き継ぐことだというふうに思っておりますので、今、武雄市民病院に求められているのは、やはり地域全体として、疾病構造に基本的に応じることができるような構造になるということからして、もともと武雄市民病院は、議員御案内のとおり救急告示病院でありますので、そういった意味で救急を中心として1次から3次、終末期医療をきちんと行っているということからすると、私はこれもきちんとしたのれんを引き継ぐ形になっていっているというふうに思っております。

もとより、信友委員会が出された意見書、附帯決議は重く受けとめる立場にありますし、これは平野邦夫議員にお答えいたしましたとおり、3者の協定書になるか、2者の協定書になるかわかりませんが、そこはきちんと書いていく必要があるだろうというふうに思っておりますので、余り心配をなさらずにいただければありがたいと思っておりますし、もし、議員の高い識見をそういう批判という形ではなくして、こういうふうにすればいいじゃないかということ、ぜひ前向きな、何というんですかね、後ろ向きな理由ではなくて、前向きな議員の卓抜な能力を生かしていただいて、こういうふうと一緒に市民病院を民間移譲で盛り立てていこうと、そういうことを多くの市民の皆さんたちが望まれているのではないかなと、かように認識をしております。

議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

市長は多聞第一と言いながら、今は余裕を持って多聞第一と言われております。かつて市長就任以来、平成18年、19年、本当に地元医師会、また、市民の合意を得て経営形態をどうするかと。議論、何もなかったじゃないですか。もう最初から、私は池友会グループへの移譲があったということ指摘せざるを得ません。政治というのは結果と、さきの答弁にもありました。私はそういう意味では、この間の一連の市民病院の移譲の問題は、紛れもなく最初から和白病院第一で進んできた移譲劇ではなかったかなと指摘せざるを得ません。

時間がありませんので、次の国民健康保険の問題について質問したいと思います。

先ほど私は、この国民健康保険の制度の問題につきまして、平成20年の調定額、収入額、

そして収入未済額、収納率91.23%、滞納世帯率1,106世帯、全世帯に対して、国民健康保険の加入世帯の比率にしまして15.09%の、現年度課税に対しての収入することができなかったという御家庭の数字であります。このことは、今の日本の政治のありようが問われているのではないのでしょうか。

先ほども壇上で言いましたけれども、平成18年の私の質問に対して、市長はこういう答弁をされています。国や関係機関に要請を含めて取り組んでいきたい。この間の、この3年間の経緯はさらに悪くなっています。現在の国民健康保険のこうした実情についてどのような認識をお持ちか、まず、御答弁を求めたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

国民健康保険についてお答えをしたいと思います。

私が市長になって3年有余たつわけでありませけれども、当初思い描いていた、例えば、厚生労働省から説明があった収支であるとか、県からあった説明、あるいは私どもの事務方からあった説明からすると、そのときからすると、思った以上に急速にやっぱり悪くなっているということは認識をしております。

私としても、まだ1年生市長で非力ではありますがけれども、市長会であるとか、あるいは今、同期がだんだん企画官にもなっておりますので、厚生労働省の課長補佐、企画官に直接話をしたりはしております。しかし、ちょっと今は制度の抜本的な改正がない限り、なかなかすすべがないというのが厚生労働省の一般的な見解だというふうに認識をしております。

そういった意味で、これは非常に言いづらい言葉でありますけれども、個々の保険者が努力をする域をはるかに超しているということは、もうそれは正直に申し上げざるを得ません。やはり国の総体的な枠組みがやはり変わらない、あるいは国民健康保険に、例えば税金の比率を上げるといったこと、ほかの保険から例えば繰り入れ充当するという比率をもう少し上げるということをしない限りは、今、マクロの意味で厳しいんではないかなというふうに認識をしておりますので、その辺の認識は市民病院と異なって、議員とも同じ認識なのかなというふうに認識をしております。

議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

国民健康保険は、今の政治の焦点の1つではないかと思えます。平成21年度の国民健康保険の税率、いわゆる所得税に係る後期高齢者支援金も入れまして11%、所得割です。均等割が1万9,200円、平等割が2万7,800円、これは医療分ですね。後期高齢者支援分の平等割、

均等割もありますので、これは全県どこの自治体も一緒だと思いますけれども、本当に払いたくても払えないという現在のこの状態について、市長も大きな問題と、個々の保険者にとどまらないという指摘をされましたけれども、そういう中で、実態として大変な問題が起こってくるわけです。以前も言われたと思いますけれども、滞納世帯が生まれまると、いわゆる保険証が渡されない。国民保険法に基づいて、この保険証の取り扱いについてどのようになっていますか。答弁を求めたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

保険証の取り扱いにつきましては、国民健康保険法施行規則の第6条において、保険証は交付しなければならないというふうになっております。ただし、1年以上の滞納の方については資格証での対応ということで国は言っておりますけど、前々回の議会だったと思いますけれども、武雄市は資格証では対応しておりません。全部短期証の交付ということで、皆様の健康、命の安全が第一だということで、短期証の交付をしております。

現在、5月末現在ですけれども、滞納世帯数が527、そのうちに滞納のお話、面接、その他に応じてくれまして、短期の保険証を出しているのが298人、それから、未交付件数が229人ということで、229人の方については、まだ短期の保険証も出していないところでございますけれども、これにつきましては、うちのほうもやはり滞納ということがありますので、お話の上、面接の上でということ呼びかけてはおりますけれども、なかなか話になっていないところでございます。7月で今度更新しますので、その中で精査しながら、未交付の件数を減らしたいとは思っております。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

先ほど部長が言われるように、国民健康保険法施行規則の第6条では、市町村は世帯主に対し、その世帯に属する被保険者に係る様式第1号による被保険者証を交付しなければならないと。しかし現在、滞納世帯について資格証明証を発行することができるとなっておりますけれども、市として資格証明証は発行していないけれども、直接納税相談に応じていない人には保険証を渡していないと、229名にも交付していないということを答弁されましたけれども、これは即日交付するべきではありませんか。市長、いかがですか。

議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

先ほども答弁いたしましたように、我々も全部の方についてお手紙で連絡なり、滞納されておりますので、お話し合いの上でということしておりますので、今申しましたように、今度7月に更新になりますので、精査しながら、こういう方が少なくなるようには努力したいと思っております。

議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

国民世論の沸騰の中で、いわゆるこういう世帯の中で、子どもさんへの保険証を渡すという行為が行われましたけれども、そのことについてはどうなっているのでしょうか。

議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

今度の法改正で、今、保険証が各個人になっておりますので、子どもさんにつきましては発行するということになっておりますので、発行していると思います。

議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

私は、この医療というのは金銭の問題、所得にかかわりなく、いわゆる医療というのは恩恵を受けなければならないと思います。社会保障の原則ではないでしょうか。負担は能力に応じて、給付は平等に、これがまさに社会保障の原則ではないでしょうか。

今、国の政治として15兆円、あるいは1万2,000円の定額給付金のばらまきと言われております。まさに、どこかのまちでは、この1万2,000円の定額給付金を滞納に回そうという動きがあったことを、辞任されたかつての鳩山総務大臣は、許されないというテレビ報道もありました。

まさにこういう方向ではなくて、私は本当に個人、今の経済の循環の中で、国民の懐を暖める、そういう流れの経済をつくらなければならないと思いますが、そういう中で、国民健康保険の滞納世帯、高い保険料のために払いたくても払えない。所得の11%を超える所得割です。これに平等割、均等割が入ってくるわけです。

指摘しましたように、滞納世帯がこれだけ15%もあるというのは、本当に今の武雄市民の保険加入者の皆さんたちの血のにじむような思いを思う次第であります。ぜひ、この未交付は一掃していただきたいと重ねて申し上げると同時に、やはり市長に求めておきたいのは、国民健康保険制度では安心して保険証が渡されて、安心して医療にかかれるよう、さらなる努力を強く求めて、私の一般質問を終わりたいと思います。